

炎鵬後援会会則

第一章 目的

第一条 本会は炎鵬後援会と称する。

第二条 本会は宮城野部屋力士「炎鵬」との親睦をはかり、同力士の激励と各面でのサポートに寄与することを目的とする。

第二章 組織

第三条 本会本部は「株式会社 LFT」に置く。

住所 〒106-0031 東京都港区西麻布 2-10-2 五十嵐ビル 3 階

電話 090-2621-1923

第四条 本会の会員は、特別会員と個人会員として本会の趣旨に賛同する有志で組織する。

第五条 本会及び本会の各会員は、暴力団など反社会勢力とは一切関与しない。

第三章 会計

第六条 本会の経費は年会費およびその他の収入をもってこれをあてる。

第七条 本会の年会費は、特別会員 一口(30万円) 個人会員 1 一口(2万円)
個人会員 2 一口(4万円) とする。

第八条 本会の資産はその目的達成のため以外に使用してはならない。

第四章 役員

第九条 本会に以下の役員を置く。

会長・副会長・理事・会計・事務局長

第五章 事業

第十条 本会は以下の事業を行う

本場所の幟旗・着物等を作成、贈呈する。

希望される特別会員には升席を紹介する。

希望の特別会員は部屋のちゃんこ鍋に参加できる。

希望される特別会員は、千秋楽祝宴会に出席する事ができる。

※以上のチケット代、会費は別途必要。

会員は炎鵬後援会の戦績報告パーティに参加できる。(炎鵬同席)

特別会員・個人会員に各本場所前、新番付を発送する。

特別会員・個人会員にカレンダー（年次）を発送する。※9月末時点

第六章 事業

第十一条 本会の会議は次の通りとする。

場所前後に数次の役員会を開催する。

第十二条 役員会は以下の事項を審議し議決する。

事業報告、決算予算の報告承認、総規約の改廃、その他必要なる事項、役員会等随時開催し、事業の計画を審議し、後援の円滑なる運営を行う。

以上